

令和元年7月3日

## 水産業成長産業化沿岸地域創出事業の実施支援等について

NPO法人 水産業・漁村活性化推進機構  
成長産業化地域創出班

本年度に創設された水産業成長産業化沿岸地域創出事業（以下「新リース事業」という。）は、これまで漁船リース事業を実施してきた水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（以下「旧リース事業」という。）と比べ、以下のような相違・特徴があります。

- ① 新リース事業では事業実施の前提となる地域水産業成長産業化計画（以下「地域計画」という。）が都道府県域に設けられる成長産業化審査会での承認で完結すること【旧リース事業は水産庁長官承認】
- ② 新リース事業ではリース事業者が取得する漁船の価格等の妥当性の審査は成長産業化審査会で完結すること【旧リース事業は水漁機構の価格審査委員会（一般社団法人海洋水産システム協会に委託）が審査】
- ③ 新リース事業では計画策定への助成及び金融支援への助成は当該事業の中で実施すること【旧リース事業では当該事業と異なる事業で計画策定への助成及び金融支援への助成を実施】
- ④ 新リース事業は補助事業として実施することから、年度内（4月から翌年度3月末まで）に補助金交付申請から補助金額の確定までに行うことが必要であること【旧リース事業は基金事業であることから事業期間は同一ではない】

このような相違・特徴を踏まえ、新リース事業の実施に際しては、地域計画等の統一性の確保、集中する補助金事務（年度末の補助金精算業務等）への対応が必要となります。

このため、水漁機構は、

1. 成長産業化審査会の要請に応じ、地域計画の承認等を行う審査会への出席（\*1）
2. 事業実施者（地域委員会、成長産業化審査会及びリース事業者）への進捗状況の確認（\*2）

を行うことと致します。

なお、進捗状況の確認につきましては時期が参りましたらご連絡致します。

（\*1）水産庁では、地域計画策定前の相談に可能な限り応じて頂けるとのことですのでその活用も可能です。

（\*2）原則として第4四半期に事業実施者の事務所に赴き、各費用の根拠となる内訳を記載した資料、帳簿及び支払経費の確認のための契約書・請求書・領収書等の確認を行い、実質的に事業期間の3/4以上助成金額の確定を行うことによりお互いの精算業務の軽減を図ります。